

平成27年度第1回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会議事概要

開催日時：平成27年7月28日（火）13：30～16：30

開催場所：農林水産省第2特別会議室

〈主な質疑応答〉

1 開会

植物防疫課中川検疫対策室室長から挨拶（司会進行：同課鈴木課長補佐）

2 国際植物防疫条約（IPPC）について

【説明：植物防疫課 鈴木課長補佐】

鬼武委員：SPS 協定上、国際基準の策定機関には、国際植物防疫条約（IPPC）の他に国際獣疫事務局（OIE）とコーデックス委員会（Codex）があるが、IPPCがこれらの機関と共同で活動している事案はあるか。

鈴木補佐：OIE及びCodexに限らず、IPPCは、生物多様性条約等の関連国際機関と連携して活動している。例えば、OIEとの連携では、国際移動する海上コンテナの清浄性確保に関して、動植物衛生共通の課題であるので、IPPCは、海上コンテナに関するCPM勧告への賛同をOIEに対して呼びかけている。

豊島委員：IPPCは電子植物検疫証明（ePhyto）の導入目標年を設けているか。

鈴木補佐：ePhytoの導入は各国の任意であり、導入年は定められていない。各国はePhytoの構築に賛成しているが、実際に自国への導入に当たって個別の課題もあり、国によって対応が分かれてくると考えられる。

井上委員：日本が輸出する立場の場合、ISPMより厳しい条件を求められれば、二国間で検討することになるのか。

鈴木補佐：SPS協定では、国際基準が存在する場合、これに基づくこととされているが、同時に、科学的根拠があれば、国際基準よりも高いレベルの措置をとることができる。日本が輸出国であって、輸出先国が国際基準より厳しい条件を求めてきた場合には、輸出先国に科学的根拠の説明を求めることができる。

3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

（1）クインスランドミバエに対するマンゴウの蒸熱処理（ISPM 28 付属書）

【説明：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 安達次席調査官】

齊藤委員：ISPM 28 付属書では「加盟国に対し、当該処理基準の認定、登録又は領土内での使用の採否に関するいかなる義務も課すものでは

ない」と記載されている。ISPM28 付属書として採択された検疫処理基準が SPS 協定上の国際基準に該当するのかが曖昧と思われるので、IPPC としての見解が示されるべきと考える。国際基準としての検疫処理基準については、その拘束力の有無、例えば、輸出国がその処理基準を用いて輸出したいとした場合、輸入国はこれを受け入れなければならないのか、それとも受け入れる義務はないのか。これによって、検討の仕方も変わってくる。

鈴木補佐：IPPC 基準委員会は、ISPM 28 付属書として採択された処理基準は、加盟国に選択肢を提示するものであって適用義務はなく、他の処理基準を適用できると解釈している。他方、ある国が当該処理基準をもって輸出したいと要請した場合、輸入国がその要請を認めず、異なる処理基準を輸出国に求める場合には、輸入国にはその科学的根拠の説明が求められるものと考えられる。

齊藤委員：ISPM28 付属書の解釈については、今後もことあるごとに確認していくことが必要と考える。

大村委員：本案は種単位（マンゴウ）の処理基準案となっている。しかし、日本は二国間の輸入解禁では品種を限定していることもあり、本案のコメントに当たっても、種単位で要請された場合のことも考慮して、我が国の考え方に矛盾を生じないように明確にして検討いただきたい。

宮ノ下委員：日本が二国間の輸入解禁条件で品種を限定して解禁しているのは何故か。

果実中心温度の設定が平均値で規定されると、温度の低い果実に生存虫が残る可能性がある。

安達次席：マンゴウの果実は品種によって大きさや形に違いがあるため、温度の上がり方が品種によって異なる。このため、我が国では、試験により殺虫効果が確認された品種に限定して輸入を解禁してきたところである。

果実中心温度の設定についてはご指摘のとおり。我が国の輸入解禁においては、平均温度ではなく、処理庫内で最も温度が上がりにくいポイントが目標温度に達することを求めている。

(2) 木材及び木材こん包材に対する検疫処理 (ISPM 15 付属書、ISPM 28 付属書)

①フッ化スルフリルくん蒸

【説明：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 内藤次席調査官】

田坂委員：木材こん包材の処理方法としては、加熱処理など環境負荷の軽い方法が既にあるにもかかわらず、フッ化スルフリルくん蒸を追加

する必要はあるのか。

鈴木補佐：フッ化スルフリルくん蒸は、オゾン層破壊物質である臭化メチルくん蒸の代替法として、誘電加熱処理やヨウ化メチルくん蒸等とともに提案された。

田坂委員：フッ化スルフリルを構成するフッ素もオゾン層を破壊する。

内藤次席：ご指摘のとおりフッ素化合物はオゾン層を破壊するが、臭化メチルと異なり、フッ化スルフリルはモントリオール議定書でオゾン層破壊物質に指定されていないため、臭化メチルくん蒸の代替法とされてきた。他方、温暖化係数が高いとの報告がある。

井上委員：ISPM 28 と ISPM 15 の関係を説明願いたい。また、木材については、輸入国が消毒が必要であると判断した場合、輸出国に消毒を求めることとなるが、とりわけ木材こん包材の消毒については、加盟国が遵守すべきものという理解でよいか。

土肥野次席：ISPM 28 と ISPM 15 の処理基準は同じであるが、対象とする品目は、ISPM28 は剥皮木材用、ISPM15 は木材こん包材用である。誘電加熱処理については、既存の木材こん包材用の処理基準が、剥皮木材にも適用可能であると判断され、ISPM 28 に追加されることになった。

鈴木補佐：木材こん包材は再利用されるもので、輸出前に毎回消毒することは現実的でないので、ISPM 15 においては、木材こん包材の生産時に消毒と消毒スタンプの押印を義務付けする一方、一度スタンプが押されたものは、国際的に移動を認めることとされている。ISPM 15 は加盟国が遵守すべきものである。他方、ISPM28 の処理基準は、加盟国がオプションとしてとりうるものである。

大村委員：フッ化スルフリルくん蒸は、カミキリの卵に対して、また、低温条件下では効きにくいという報告がある。このため、本基準案は大量の投薬を要するものとなっているが、くん蒸実施者の安全性の観点から懸念がある。くん蒸を実施するとすれば、天幕くん蒸、倉庫くん蒸のどちらが想定されるか。

内藤次席：投薬量の例示は基準案に掲載されており、15℃で183g/m³と多い。安全性に関して、フッ化スルフリルが毒劇法で毒物であることや適用できる吸収缶がないこと等から、取扱いには十分注意が必要と考える。また、日本のくん蒸倉庫は気密性が高く、これだけの薬量を投薬することは難しいと思われる。他方、天幕くん蒸はガスの漏洩のリスクがある。日本で実施できるかどうか検討する必要がある。

大村委員：臭化メチルくん蒸の代替候補の中で、フッ化スルフリルくん蒸が

先行して検討されている印象がある。日本でも試験を行ったヨウ化メチルくん蒸の検討状況はどうか。

内藤次席：日本からヨウ化メチルくん蒸等を提案したが、ツヤハダゴマダラカミキリに対する 10 万頭レベルの殺虫データの提供を IPPC 事務局から求められ、膨大な追加試験が必要であったので提供できなかった。

宮ノ下委員：対象病害虫が広範囲だが、適切か。

内藤次席：根拠論文でも多くの種類の昆虫を供試したことから、提案の対象病害虫で問題ないと判断されたのかもしれないが、対象病害虫の範囲が適切か検討する必要がある。

②誘電加熱処理

【説明：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 土肥野次席調査官】

小林委員：ISPM 15 の誘電加熱処理について述べる。

1 つ目は、マイクロ波に加え、ラジオ波の追加が提案されているが、マイクロ波は水に吸収されやすく、エネルギーが材表面の水分の加熱に消費されるので、木材が厚く、含有水分が多く、かつ照射エネルギーが十分でない場合と内部までマイクロ波が届かない場合がある。このようなマイクロ波の性質にも関わらず、本改正案では対象木材こん包材の材厚制限や 30 分間の温度上昇時間の規定を撤廃することを提案している。これで適切な加熱処理が実施できるか懸念がある。

2 つ目は、キルンドライ等の加熱処理では、56°C で 30 分間の処理でマツノザイセンチュウを殺虫できるが、誘電加熱処理による殺虫が加熱によるものか、それとも電磁波そのものによるものか。また、根拠文献では温度をどのように測定しているのか。

土肥野次席：マイクロ波とラジオ波の透過・加熱能力の相違についてはご指摘のとおり。現在の ISPM 15 はマイクロ波で実施されたデータをもとに材厚や温度上昇が規定されたと承知している。ISPM 28 付属書として木材の処理基準を策定する中で、マイクロ波及びラジオ波ともに温度の上がりにくい材の表面温度を測定した結果、厚みのある材でも、照射に時間はかかるものの、適切に加熱できることが確認されたことから、木材こん包材の処理基準の材厚制限及び温度上昇時間の規定を撤廃する提案となったものと考えられている。

マツノザイセンチュウに対する誘電加熱処理の殺虫効果に関しては、根拠文献によれば、加熱によるものとされている。温度測定法はサーモグラフィーを用いて表面温度を測定している。

小林委員：マイクロ波による加熱は、加熱ムラが生じやすい方法であるため、

木材の表面温度をもって、木材全体の温度と判断することは必ずしも適当とは言えない。

(3) 輸入国による輸出国での荷口のコンプライアンス確認のための取決め (ISPM 20 付録)

【説明：横浜植物防疫所業務部本船貨物担当 福ヶ迫次席】

荻野委員：本付録案の対象は、日本が条件付き輸入解禁品目で行っている植物防疫官による輸出国における確認が該当すると理解して良いか。

鈴木補佐：明確ではないが、輸入国が輸出国において輸入要件を満たすか確認 (verification) する行為が本付録案の対象となる活動と考えられる。このため、条件付き輸入解禁品目で行われている植物防疫官の輸出国における確認行為も該当すると考えられる。本付録案が対象とする範囲は明確にされるべきと考える。

齊藤委員：ISPM 20 の規定部分である本文と本付録案との関係は、どのように整理されるのか。

鈴木補佐：ISPM 20 本文では、本付録案の位置づけが明確になっていない。二国間取決めは任意のものであるため、ISPM20 の規定部分ではなく、参照情報という位置付けである付録として提案されたもの。各国で異なる二国間取決めの調和を目指す一方、各国が有する既存の取決めの内容を否定しないよう、本案が作成されたものと思われる。

荻野委員：ISPM 20 は病虫害の侵入防止を目的とする輸入規制について規定しているにもかかわらず、その付録となる本案は、貿易に関する事項に偏重した目的となっている。

齊藤委員：本付録案を策定する必要性があまり感じられない。仮に本案を策定するのであれば、あくまでも参考目的で作成されることを明確にするとともに、貿易促進だけでなく、病虫害の侵入・まん延を防ぐという IPPC の目的に沿ったものとするべき。

豊島委員：二国間取決め策定は、輸出国により着手することとされているが、輸入国が着手することもあるのではないか。なお、日本が輸入国としてだけでなく輸出国の立場からの視点も重要である。

4 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案 (情報提供)

【説明：横浜植物防疫所調査研究部企画調整担当 白石次席】

(1) ミバエに対する果実の寄主ステータスの決定

荻野委員：ペルー産ハス種アボカドの我が国への輸入が解禁されたところだが、本案に照らし合わせると、非寄主の輸入を禁止していたことにならないか。

齋藤委員：植物の定義の問題と思われる。植物を「ハス種アボカド」として、

本 ISPM 案で分類すると非寄主と判断されるだろうが、種単位の「アボカド」としてみれば、非寄主とは判断されないだろう。

(2) 植物検疫用語集の改正

特になし。

5 診断プロトコル案 (ISPM 27 付属書) に対して我が国が提出したコメント (情報提供)

【説明：植物防疫課検疫企画班 山田係長】

特になし。

6 仕様書案に対して我が国が提出したコメント (情報提供)

【説明：植物防疫課検疫企画班山田係長】

荻野委員：大気調整処理とは何か。

土肥野次席：「controlled atmosphere (CA) 処理」又は「modified atmosphere (MA) 処理」と呼ばれる処理方法の一つ。例えば、生果実をフィルムで密閉して、植物自身の呼吸や放出されるエチレンガス等による大気成分の変化で殺虫する技術がある。

7 今後の予定

鈴木課長補佐：今回の議論等を踏まえて事務局で我が国のコメント案を作成し、第2回 IPPC 国内連絡会（11月4日（木）又は5日（金）のいずれかに開催予定）で議論頂く予定。

以上